

被曝強制そのものの新原子力災害 対策指針—避難・被曝基準

次に「3.全面緊急事態」への対応を見てみましょう。（前ページ表を参照のこと）全面緊急事態とは、福島原発事故にたとえて見れば、すべての電源が喪失し、原子炉内では核崩壊熱でどんどん水が放射能と共に蒸発し、核燃料が溶けて、水素が発生しそれが爆発、大量の放射能が一斉に飛び出したあの事態のことです。（今でも思いますがよく水蒸気爆発や圧力容器爆発が起こらなかったものだと思います。私たちは、たびたびの偶然が織りなす数々の幸運に恵まれてあの程度ですんだのです）

空間線量率500μSv/hで避難

こうした全面緊急事態に対応するため、新指針は「OIL」（Operational Intervention Level=運用上介入レベル）という概念を持ち出します。なにやら有り難そうな難しい英語の科学技術用語と見えますが、その実、この後すぐに見るように内容の空疎な虚仮威しです。「OIL1」では、即時避難の基準を決めています。**即時避難は原発から半径5km以内の地域**（この地域のことをPAZ=Precautionary Action Zoneと呼んでいます。これも難しそうな術語をひねって中身の無いことをごまかしています。「原発から3～5kmの第一危険地帯」のことです）で、**空間線量率500μSv/hに達したら避難（屋内避難を含む）**としています。これは**空間線量率500μSv/hに達しなければ即時避難しなくていいということ**を意味しています。これはどれくらいのレベルなのでしょう？

2012年12月6日、原子力規制委員会の委員や外部専門家は福島第一原発敷地内の視察に出かけます。その時もっとも損傷の小さかった**4号機原子炉建屋の横側**の道を通ります。視察員はもちろん**全面防護体制でしかもバスの中**にいます。この時**バスの外側の空間線量率は80μSv/h**でした。視察の一行は**4号機原子炉建屋の屋上**に立ちます。この時空間線量率は**230μSv/h**でした。さらにバスは道路を北上し、**3号機原子炉建屋の横**を通ります。3号機からはまだ放射能がでています。この時**700から800μSv/h**でした。もちろん一行は防塵マスクから完全防護服で現場に臨んでいます。**空間線量率500μSv/hという数値はまだ放射能がさかんにでている福島第一原発のもっとも危険な原子炉建屋からわずか40-100m離れたところで計測されるレベル**です。いわば防護服を着ていてもそれ以上は近寄るべきでないレベルです。この避難基準がいかに被曝強制避難基準かわかりやすいでしょう。

福島第一原発敷地内の空間放射線線量 2012年12月6日原子力規制委員会特定原子炉施設監視・評価検討会第1回視察時より

出発地、重要免震棟前
17～19マイクロシーベルト/時間

4号機原子炉建屋屋上
230マイクロシーベルト/時間

4号機原子炉建屋横
80マイクロシーベルト/時間
【参照資料】「特定原子炉施設監視・評価検討会」平成24年12月6日 第1回現地調査より
http://www.nsr.go.jp/committee/yuushikisya/tokutei_kanshi/

3号機海側
700～800マイクロシーベルト/時間

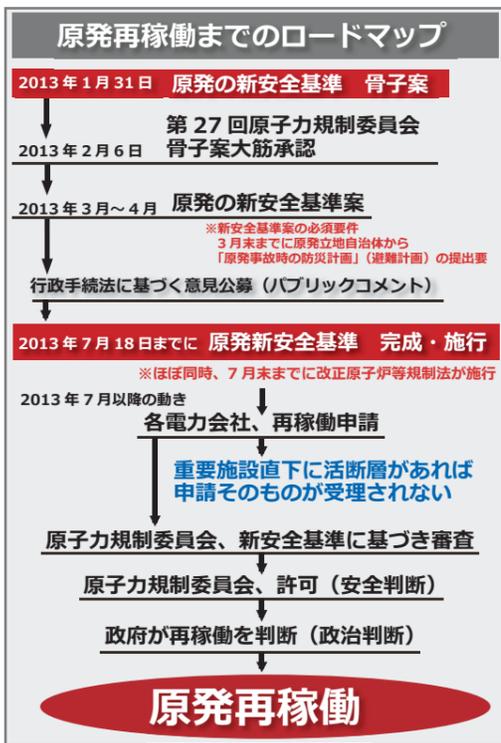
1週間20μSvが続くと「一時移転」

さらに「OIL2」は、**空間線量率20μSv/hで「一時移転」する基準**です。主として「UPZ」と呼ばれる**原発から5kmから30km以内の地域に適用する基準**です。（UPZ=Urgent Protective Action Planning Zone。なにやら有り難そうなお題目ですが、これも内容の空疎な虚仮威しです）「避難」と「一時移転」はどう違うのかというと、避難は戻ってこない可能性があるが**一時移転は空間線量率が下がれば、また戻ってくることを意味**しています。20μSv/hはどの程度のレベルなのでしょう？同じく福島第一原発を視察した一行は、まず**重要免震棟に入って完全防護服に着替えて、免震棟の前でバスに乗り込み**ます。この時**免震棟前は17～19μSv**でした。ビデオで見るとこの日は比較的風が強く、まださかんに出ている1号～3号の原子炉からの放射能（セシウムのみで1時間に1000万Bq）は比較的風に乗って拡散しているように見えます。雨でも降ればこんなレベルではすまないでしょう。空間線量率20μSv/hというレベルは、やや低めの福島第一原発重要免震棟前の線量率なのです。「OIL2」では、この線量率が1週間程度続いたら「一時移転」と定めています。

新指針は紙くず、事故が起こればまず避難

こんな高線量率になるまで「逃げるな！」と新指針は述べています。どこまで被曝させれば彼らは気が済むのでしょうか？そしてこの指針をもとにして原子力施設等立地道府県（北海道、青森県、宮城県、福島県、茨城県、神奈川県、静岡県、新潟県、石川県、福井県、大阪府、岡山県、鳥取県、島根県、愛媛県、佐賀県、鹿児島県）の県の担当者は、原子力災害防災計画（中身は避難計画です）を作るのです。いったい県の担当者は自分の県民の健康より、原子力規制委員会が定める新指針を守る方が重要と考えているのでしょうか？これらの県の担当者には自分の妻や夫、子どもや孫や友人はいないのでしょうか？心配ではないのでしょうか？

原発が苛酷事故を起こせば取り得る手段は一つです。**放射線源からできるだけ遠くへ逃げることです。避難以外に防護の方法はありません。**こんな新指針などは紙くずです。守れば守るほど被曝を強めます。ゼニ、カネの問題ではありません。健康と命の問題です。そしてこんな新指針を作らなければならない原発など核施設は即刻停止・廃棄とすべきです。



第37回広島2人デモ

2013年3月1日(金曜日) 18:00～19:00

調査・文責：哲野イサク
チラシ作成：網野沙羅
連絡先：sarah@inaco.co.jp
http://www.inaco.co.jp/hiroshima_2_demo/



広島2人デモはいてもたってもいられなくなった仕事仲間の2人が2012年6月23日からはじめたデモです。私たちは原発・被曝問題の解決に関し、どの既成政党の支持もしません。期待もアテもしません。マスコミ報道は全く信頼していません。何度も騙されました。また騙されるなら騙されるほうが悪い。私たちは市民ひとりひとりが自ら調べ学び、考えることが、時間がかかっても大切で、唯一の道だと考えています。なぜなら権利も責任も、実行させる力も、変えていく力も、私たち市民ひとりひとりにあるからです。

詳しくはチラシ内容をご覧ください

使用している資料は全て公開資料です。ほとんどがインターネット検索で入手できます。私たちも素人です。ご参考していただき、ご自身で第一次資料に当たって考える材料にしてください。

閃電 黙っていたら“YES”と同じ
危険で違法な 大飯原発再稼働を止めましょう
新原子力災害対策指針
あまりに苛酷…被曝強制避難基準
福島原発敷地内であれば完全防護服が必要な被曝を想定

本日のトピック

放射線被曝に安全量はない
世界中の科学者によって一致承認されています。

- 原子力規制委員会の新原子力災害対策指針固まる
- 原子力規制委員会 原子力施設対応チャート
- 原発苛酷事故時に全く役に立たない新原子力災害対策指針
- 被曝強制そのものの新原子力災害対策指針—避難・被曝基準

原子力規制委員会の新原子力災害対策指針固まる

2013年2月27日の第31回原子力規制委員会は新「原子力災害対策指針」を討議し大筋内容を固めました。新指針は今別途に進めている原発稼働のための「新安全基準」とともに、福島第一原発事故後の日本の原発など原子力施設稼働・推進の車のための両輪のようなものです。この新指針は原子力規制委員会のホームページで全文読むこともできますし、また審議中のビデオも視聴できますので是非閲覧して下さい。そしてもしあなたがまともな「生活感覚」をもっているならば、間違いなく驚きあきれ果てるでしょう。

2012年9月19日正式発足した原子力規制委員会は、それまでの原子力規制行政とは180度方向を変えた基本方針を打ち出しました。それまでの「**原発では苛酷事故は起こらない**」という考え方から「**原発は苛酷事故を起こす**」といういわば『国際標準』に沿った方向へ転換したのです。福島第一原発事故や1986年のチェルノブイリ事故のような『苛酷事故』を起こす存在が原発ならば、そんな原発はもうやめてくれ、停止・廃止してくれ、というのが私たち生活者の感覚ですが、この国の政治家や官僚、経済界、電力業界、そして原子力規制委員会は私たちとは違ったセンスをもっているようです。すなわち「**苛酷事故を起こすものなら、その苛酷事故に対応した安全基準や原子力災害対策指針を作ろう**」ということです。

おかしな逆立ちした世界に暮らす私たち

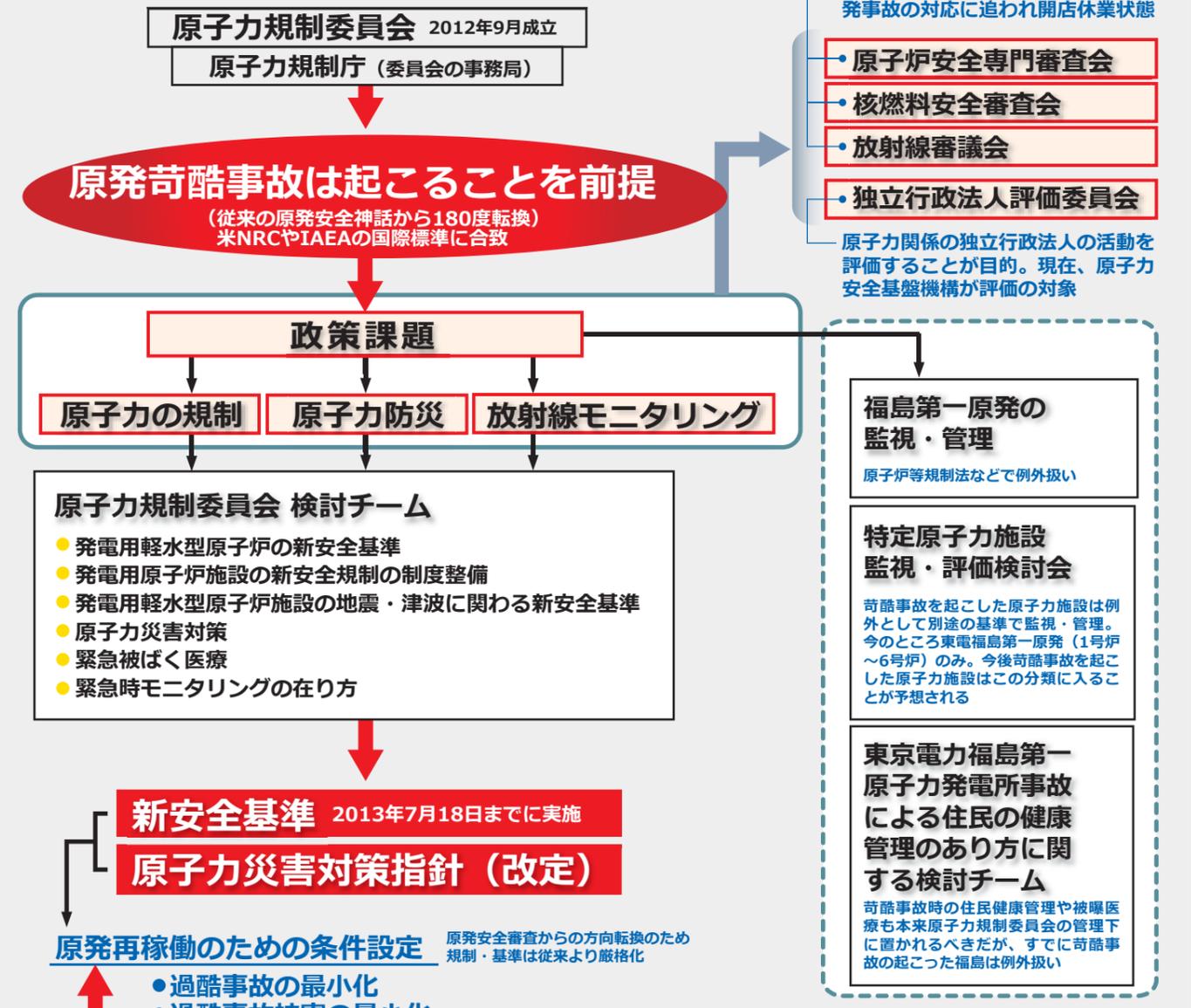
こうして新「原子力災害対策指針」ができあがるわけですが、この**新指針は、第一に私たちに『原子力苛酷事故』に備える日常生活を送ることを要求**しています。すなわち事故に備えて防災計画を作って、いったんことある時はその防災計画が実施に移せるように普段から訓練し、また関係者は日頃から綿密な打ち合わせをすることを求めています。**つまり私たちに『原子力施設苛酷事故』に身構える生活を要求しています。言い換えれば私たちが主人公の市民社会ではなく、原発が主人公の社会を作れ、**とっているわけです。そしていったん苛酷事故が起これば、即時避難は空間線量率で500μSv/h、「一時移転」は20μSv/hが1週間程度継続した時に行いなさいといひます。私たちはこうした高い被曝を覚悟して、原発と共に暮らすこと



【参照資料】爆発後の3号機原子炉建屋の外観 2011年3月15日電東写真ライブラリーより

まだ放射能を大量に含んだ白煙をさかんに上げている福島第一原発3号機原子炉建屋。幸いにも水蒸気爆発ではなく水素爆発で済んだ。こうした過酷事故の時に原子力規制委員会の「新原子力災害対策指針」は全く役に立たない。事故が起これば周辺の一般住民にとっては逃げるのが最大の放射線防護である。

原子力規制委員会 原子力施設対応フローチャート



原発再稼働のための新安全基準作りや原子力災害対策指針や福島第一原発事故の対応に追われ開店休業状態

- 原子炉安全専門審査会
- 核燃料安全審査会
- 放射線審議会
- 独立行政法人評価委員会

原子力関係の独立行政法人の活動を評価することが目的。現在、原子力安全基盤機構が評価の対象

福島第一原発の監視・管理
原子炉等規制法などで例外扱い

特定原子力施設監視・評価検討会
苛酷事故を起こした原子力施設は例外として別途の基準で監視・管理。今のところ東電福島第一原発（1号炉～6号炉）のみ。今後苛酷事故を起こした原子力施設はこの分類に入ることが予想される

東京電力福島第一原子力発電所事故による住民の健康管理のあり方に関する検討チーム
苛酷事故時の住民健康管理や被曝医療も本来原子力規制委員会の管理下に置かれるべきだが、すでに苛酷事故の起こった福島は例外扱い

原子力規制委員会

2012年9月19日に成立した原子力規制委員会は、経産省旧原子力・安全保安院や原子力安全委員会、文部科学大臣の諮問機関だった放射線審議会などの機能を含め、新たな監視機能や審査機能をあわせもつ強力な権限をもった独立委員会です。原子力安全行政に関して、旧体制と原子力規制委員会の根本的な違いは、**旧体制では「日本の原子力施設は苛酷事故を起こさない」前提**で進められていたのに対し、**規制委員会の態勢は「核施設は苛酷事故を起こす」ことを前提**に進められていることです。現在策定中の原発稼働の新安全基準も、また**現在改訂中の新原子力災害対策指針（旧原子力安全委員会の『原子力施設等の防災対策について』からの全面改定）も原発は苛酷事故を起こす、ことを前提にしてまとめられています。**従ってその基準や指針は従来よりも厳しい内容となっています。しかしだからといって**原子力規制委員会が原発から国民を守る組織だと考えるのは誤解です。規制委員会の役割はあくまで原発や核施設の運営・推進にあります。**原発や核施設から国民を守るためには、原発・核施設の即時停止・廃止以外にはありません。なにしろ**原発や核施設は苛酷事故を起こすもの**なのですから。

原子力発電所敷地内破砕帯の調査に関する有識者会合

- 東北電力東通原発
 - 日本原電敦賀原発
 - 関西電力大飯原発
- 2012年10月の決定に基づく活断層判定のための有識者会合。新安全基準の策定とは別な流れだが再稼働の決定には大きな影響を与える

核セキュリティに関する検討会

核テロ対策

中部電力浜岡原発5号機の海水流入事象に関する監視・評価検討委員会

2011年5月14日、5号機に世界でもまれな海水大量流入事件が起こりこの事象を監視・評価するため特例的に設置された

新安全基準 2013年7月18日までに実施
原子力災害対策指針（改定）

- 原発再稼働のための条件設定
- 過酷事故の最小化
 - 過酷事故被害の最小化

原発敷地内の重要施設直下に活断層があれば廃炉または施設改善

原発苛酷事故時に全く役に立たない新原子力災害対策指針

2013年2月27日に開催された第31回原子力規制委員会は、発足直後から検討チームで議論を重ねてきた新「原子力災害対策指針」（改訂）を大筋決定しました。新指針は「原発など核施設は苛酷事故を起こすもの」と前提し、事故が起きた時

- 事故の規模を最小にする
- 事故の被害（放射線被曝による健康損傷）を最小化する。

として新指針ができています。肝心の放射線被曝の防護措置の基本的考え方は、「国際放射線防護委員会の勧告と国際原子力機関の安全基準に則って」（「新指針案p7」）います。相当な放射線被曝を強制することになります。また事故が起こった時の収束責任は原発事業者にあるとして、国の第一義的責任を回避しているのが大きな特徴です。

原子力災害対策指針（改定）に見る緊急事態（原発過酷事故）への考え方

緊急事態の段階	緊急事態…苛酷事故事態
1. 準備段階	平時から適切な緊急時の計画整備や訓練で計画が実行できるように十分な準備を行う段階（一言でいえば「普段から原発過酷事故に身構えて準備して暮らさない」ということ）
2. 初期対応段階	事故が起こりそうな段階から苛酷事故が発生して放射能が敷地外へ大量に放出される段階
3. 中期対応段階	大量放出が一段落して放射性物質または放射線の影響を適切に管理する段階（実際にはこんな段階は存在しない。いったん大量の放射能が放出されれば、人間がそれを適切に管理することなど不可能）
4. 復旧段階	長期的な復旧策の計画に基づき、通常の社会的・経済的活動への復帰を進める段階（この段階も存在しない。福島現地を見ればわかるが、通常の社会的・経済的活動へ復旧・復興することは不可能。汚染された自然や海や土地はもう戻ってこない。その中で人が健康に住むことは不可能。"復興"はお伽話にすぎない）

初期対応段階には…**3つの事態**

- 警戒事態
- 施設・敷地緊急事態
- 全面緊急事態

国際原子力機関（IAEA）の安全基準（GS-R-2など）を下敷きにした想定だが、苛酷事故が起こるときこの3つの事態が画然と発生するなどということとはまずあり得ない。チェルノブイリ事故では3つの事態がほぼ同時に起こったし、福島事故では12時間以内に起こっている。第一、この指針（改定）自体が「ここに示されている区分の順序のとおりには発生するものではなく、事態の進展によっては全面緊急事態に至るまでの時間的感覚がない場合等があり得ることに留意すべきである。」と述べている。要するに作文。

全面緊急事態における防護措置レベル

OIL（Operation Intervention Level=運用上介入レベル。難しいだけで中身の無い用語である）

基準の種類	初期値設定値		
OIL 1 即時避難の基準	500μSv/h（※地上1mで計測した場合の空間線量率）		
OIL 4 身体に付着した放射性物質を除去する基準	β線：40,000cpm（皮膚から数cmでの検出器の係数率） β線：13,000cpm【一か月後の値】		
OIL 2 1週間程度内一時移転の基準	20μSv/h（※地上1mで計測した場合の空間線量率）		
飲食に係るスクリーニング基準 飲食物摂取制限。飲食物中の放射線核種濃度測定を実施すべき地域を特定する基準	0.5μSv/h（※地上1mで計測した場合の空間線量率） 事故後数日以内を目標に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。上記の数値に達すれば飲食物の濃度測定を行うというわけだが、実際に混乱した状況で不可能		
OIL 6 飲食物摂取制限	核種	飲料水・牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他
一週間以内に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い基準越えのものを摂取制限。一週間以内と限定すれば実際には不可能	放射性ヨウ素	300ベクレル/kg	2,000ベクレル/kg
	放射性セシウム	200ベクレル/kg	500ベクレル/kg
	プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1ベクレル/kg	10ベクレル/kg
	ウラン	20ベクレル/kg	100ベクレル/kg

全面緊急事態における避難や一時移転の目安

PAZ（5 km以内）	OIL 1 即時避難
UPZ（30km以内）	OIL 2 一時移転の実施
PPZ（30km以上）	30km以上であってブルーム（放射性物質を大量に含んだ蒸気や雲）が通過すると見られる地域。モニタリングの結果、ブルームがあればOIL 2

PAZ…Precautionary Action Zone（予防的防護措置を準備する区域）
UPZ…Urgent Protective Action Planning Zone（緊急時防護措置を準備する区域）
PPZ…Plume Protection Planning Zone（ブルーム防護措置を計画する区域）

（いずれも小難しいだけでなく内容を検討すると、中身の薄いことをことさらに難しく表現した用語。科学的に見せかけようとしているため生じた難解さ。内容はあまりない。）

緊急事態（原発苛酷事故）の対応を、

- 準備段階
- 初期対応段階
- 中期対応段階
- 復旧段階

と4つの段階に分けています。（左チャート参照のこと）たとえば準備段階とは、「原子力事業者、国、地方公共団体等がそれぞれ行動計画を策定」（p8）と述べているように、**普段から苛酷事故に備えた対応を取り、訓練や事故時の対応について備えておきなさい、ということです。**これを読むと何か逆立ちしたような不思議な感じが襲われます。**私たちは原発のために暮らしているのではありません。しかしここでは全く事態が逆立ちしていて、常に原発苛酷事故を想定して毎日をを送りなさい、**とっているわけです。これではまるで社会の主人公は原発であって私たちではないことになります。

初期対応段階は、苛酷事故で大量の放射能が放出された状態、福島原発事故に例えれば、事故後3ヶ月間の状況と考えていいでしょう。中期対応段階とは大量放出が一段落した状態（2011年8月以降の状態。ところが福島原発事故ではまだ放射能が出続けています）のことを指し「放射性物質または放射線の影響を適切に管理」（p8）として、初期対応での防護措置を解除していく段階としています。ところが**実際には環境に大量に放出した放射能を適切に管理などできるわけがありません。**実際福島事故でもそうです。つまりここは私たちに被曝の強制をすることを念頭に置いた、全くあってはならない「中期対応段階」ということになりましょう。被曝の強制は次の「復旧段階」でははっきりします。「復旧計画に基づき、通常の社会的・経済的活動への復帰」の支援（!）（p8）を行う必要があると述べています。**福島原発事故やチェルノブイリ事故をみればわかるように、事故後何十年ももとの社会的・経済的活動への復帰などできるわけがありません。「被曝の強制」や「被曝の受忍」を覚悟してビクビク、おどおどして暮らしているのが実情**です。ここに書かれた「復旧段階」とは絵空事に過ぎません。

さて「初期対応段階」は3つの事態が想定できると新指針は述べます。すなわち「警戒事態」、「施設・敷地緊急事態」、「全面緊急事態」です。そしてそれぞれの事態に対応した監視やモニタリング、連絡・報告、警告などを取りなさい、ということです。福島原発事故ではこの3つの事態が3月11日午後の全電源喪失から、敷地外へ放射能が放出されるまでわずか12時間の間に起こりました。チェルノブイリ事故では3つの事態がほぼ同時に起こりました。実際の苛酷事故の現場でこのような画然とした事態分類は**全く通用しません。**いかにも科学的に見せかけるための机上の作文であることは一目で見て取れます。